

# 令和 2 年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、令和 2 年国勢調査は 21 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和 2 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年、令和 2 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年、27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、平成 27 年国勢調査に引き続き今回の調査でも記入者の負担軽減を図るため「住宅の床面積」を調査項目から削除している。

また、「在学、卒業等教育の状況」について、義務教育未修了者を対象とした夜間中学校の設置ニーズや大学院修了者の増加、新たな認定こども園制度の創設など、教育を取り巻く状況の変化や施策に対応すべく、在学中又は卒業者の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」にそれぞれ分割するとともに、未就学の選択肢の一つとして「認定こども園」を追加している。

## 調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 氏名            | (13) 従業上の地位            |
| (2) 男女の別          | (14) 従業地又は通学地          |
| (3) 出生の年月         | (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (4) 世帯主との続柄       |                        |
| (5) 配偶の関係         | （世帯に関する事項）             |
| (6) 国籍            | (1) 世帯の種類              |
| (7) 現住の住居における居住期間 | (2) 世帯員の数              |
| (8) 5年前の住居の所在地    | (3) 住居の種類              |

- (9) 在学、卒業等教育の状況
  - (10) 就業状態
  - (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
  - (12) 仕事の種類
- (4) 住宅の建て方

## 調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行った。

調査は調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

1. 9月14日から、調査員等が世帯を訪問し、(1)インターネット回答利用ガイド、(2)調査票（紙）、(3)調査票の記入のしかた、(4)郵送提出用封筒の4点の調査書類を青色で縁取りした封筒に入れて配布した。

2. 調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等へ提出の三つの方法とした。インターネットの回答期間は9月14日～10月7日、調査票（紙）の回答期間は、10月1日～10月7日とした。ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査した。

## 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計した。

## 集計結果

本報告書は、総務省統計局の公表した基本集計、従業地・通学地集計、小地域集計の本市分等について抜粋又は再集計したものを中心に掲載した。

- (1) 基本集計（人口等基本集計）
  - 人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果を集計したもの
- (2) 基本集計（就業状態等基本集計）
  - 人口の労働力状態別構成及び就業者の産業（大分類）別構成等に関する結果を集計したもの
- (3) 従業地・就学地集計
  - 従業地・通学地による人口の構成及び従業地による就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を集計したもの（基本集計に対応）
- (4) 年次別集計
  - 基本集計、従業地・通学地集計の結果を年次別に集計したもの
- (5) 小地域（町丁・字等）別集計
  - 基本集計の結果を小地域別に集計したもの
- (6) 条（町）丁目別集計
  - 基本集計のうち、帯広市内の条（町）丁目別人口を集計したもの